

KWINS 接続サービス契約約款

平成 16 年 8 月 渉外第 16-0217 号
施行 平成 16 年 8 月 11 日

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この KWINS 接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、KWINS 接続サービスを提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 KWINS 網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルによる符号の伝送交換を行うため、京セラコミュニケーションシステム株式会社から KWINS サービスの供給を受けた電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）
4 KWINS 接続サービス	KWINS 網を使用して行う電気通信サービス
5 KWINS 接続サービス取扱所	KWINS 接続サービスに関する業務を行う当社事業所
6 KWINS 接続契約	当社から KWINS 接続サービスの提供を受けるための契約
7 KWINS 接続契約者	当社と KWINS 接続契約を締結している者
8 無線基地局設備	無線回線を収容するために設置される交換設備（その交換設備に設置される設備を含みます。）
9 無線回線	KWINS 接続契約に基づいて、無線基地局設備と移動無線装置との間に設置される電気通信回線
10 提供区域	無線基地局から電波が届く範囲
11 移動無線装置	当社の無線基地局設備と通信する機能を有するアンテナ設備及び無線送受信装置
12 特定装置	イントラネット接続サービスに係る KWINS 接続契約に基づき、当社の別に定める電気通信サービス（以下「特定電気通信サービス」といいます。）と接続するために用いる装置
13 IP アドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
14 契約者識別符号	KWINS 接続契約者を識別するための英字及び数字の組合せ
15 利用者	KWINS 接続契約者であって、当社が指定した移動無線装置を用いて KWINS 接続サービスを利用する者
16 利用者識別符号	利用者を識別するための英字及び数字の組合せ

17 利用者暗証符号	利用者を識別するための英字及び数字の組合せであって、K W I N S 接続契約者が当社に通知するもの
18 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 K W I N S 接続サービスの種類

（K W I N S 接続サービスの種類）

第 4 条 当社の提供する K W I N S 接続サービスは、次のとおりとします。

インターネット接続サービス	インターネットに接続するための K W I N S 接続サービス
イントラネット接続サービス	当社が指定した場所及び方法により、特定電気通信サービスと接続するための K W I N S 接続サービス

第 3 章 K W I N S 接続サービスの提供範囲

（K W I N S 接続サービスの提供区間）

第 5 条 当社が提供する K W I N S 接続サービスの提供区間は、別に定めるところによります。

（注）本条に規定する提供区間は、別記 1 に定めるものとします。

第 4 章 契約

（契約の単位）

第 6 条 当社は、K W I N S 接続サービスの種類ごと 1 の契約者識別符号ごとに 1 の K W I N S 接続契約を締結します。この場合、K W I N S 接続契約者は、1 の K W I N S 接続契約につき 1 人に限ります。

（K W I N S 接続契約申込の方法）

第 7 条 K W I N S 接続契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を K W I N S 接続サービス取扱所に提出していただきます。

- （1） K W I N S 接続契約において使用を希望する契約者識別符号
- （2） K W I N S 接続契約に係る利用者識別符号及び利用者の数
- （3） その他 K W I N S 接続契約申込の内容を特定するための事項

（K W I N S 接続契約申込の承諾）

第 8 条 当社は、K W I N S 接続契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その K W I N S 接続契約の申込みを承諾しないことがあります。

- （1） K W I N S 接続サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- （2） 申込者が K W I N S 接続サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （3） その他 K W I N S 接続サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第 9 条 K W I N S 接続サービスについては、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 K W I N S 接続契約者は、前項の最低利用期間内に K W I N S 接続契約の解除があった場合には、当社が定め

る期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

(電気通信番号の付与)

第10条 当社は、KWIN S接続契約者に、1の利用者識別符号ごとに1の電気通信番号を付与します。

2 当社は、技術上又はKWIN S接続サービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電気通信番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により電気通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめKWIN S接続契約者にお知らせします。

(契約内容の変更)

第11条 当社は、KWIN S接続契約者から請求があったときは、第7条(KWIN S接続契約申込の方法)各号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条(KWIN S接続契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(KWIN S接続サービスの利用の一時中断)

第12条 当社は、KWIN S接続契約者から請求があったときは、KWIN S接続サービスの利用の一時中断(そのKWIN S接続契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(KWIN S接続契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第13条 KWIN S接続契約者がKWIN S接続契約に基づいてKWIN S接続サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(KWIN S接続契約者が行うKWIN S接続契約の解除)

第14条 KWIN S接続契約者は、KWIN S接続契約を解除しようとするときは、そのことを別に定める期日までにKWIN S接続サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(注)本条に規定する別に定める期日は、15営業日前とします。

(当社が行うKWIN S接続契約の解除)

第15条 当社は、次の場合には、そのKWIN S接続契約を解除することがあります。

(1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。

(2) 第21条(利用停止)の規定によりKWIN S接続サービスの利用停止をされたKWIN S接続契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3) KWIN S接続契約者が第21条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がKWIN S接続サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

2 当社は、前項の規定により、そのKWIN S接続契約を解除しようとするときは、あらかじめKWIN S接続契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第16条 KWIN S接続契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注)本条に規定する別に定める内容は、別記2及び別記4に定めるものとします。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第17条 当社は、KWIN S接続契約者から請求があったときは、そのKWIN S接続契約について、次の場合を除き、料金表第1表第2(付加機能使用料)により付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したK W I N S 接続契約者が、付加機能使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等K W I N S 接続サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の廃止)

第18条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けているK W I N S 接続契約者からの廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

(付加機能に利用の一時中断)

第19条 当社は、付加機能を利用しているK W I N S 接続契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第20条 当社は、次の場合には、K W I N S 接続サービス又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第23条(通信利用の制限)の規定により、通信の利用を中止するとき。
- 2 当社は前項の規定によりK W I N S 接続サービス又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことをK W I N S 接続契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第21条 当社は、K W I N S 接続契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのK W I N S 接続サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったK W I N S 接続サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)そのK W I N S 接続サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第36条(利用に係るK W I N S 接続契約者の義務)第1項各号の規定に違反したとき又は同条第2項の規定に該当するとき。
- 2 当社は、当社と複数のK W I N S 接続契約を締結しているK W I N S 接続契約者が、そのいずれかのK W I N S 接続契約に係るK W I N S 接続サービスで第36条(利用に係るK W I N S 接続契約者の義務)第1項各号の規定に違反したとき又は同条第2項の規定に該当するときは、その全てのK W I N S 接続契約に係るK W I N S 接続サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりK W I N S 接続サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をK W I N S 接続契約者に通知します。
- ただし、K W I N S 接続契約者が第36条(利用に係るK W I N S 接続契約者の義務)第1項各号の規定に違反したとき又は同条第2項の規定に該当するときであって、K W I N S 接続サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

第7章 通信

(通信)

第22条 当社は、K W I N S 接続サービスにおいて、パケット交換方式による通信を提供します。

2 前項の場合において、通信の提供は、無線回線の終端に接続する移動無線装置が当社指定のものである場合に限ります。

(通信利用の制限)

第23条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、無線回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている無線回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 当社は、利用者が無線基地局設備に接続した場合において、一定時間通信を行わないときには、その接続を切断します。

（注）本条第1項に規定する別に定める基準は、別記7に定めるものとします。

(無線回線による制約)

第24条 K W I N S 接続契約者は、無線回線を使用することができない場合においては、K W I N S 接続サービスを利用することはできません。

2 K W I N S 接続サービスにおいては、前項に規定するほか、次に掲げる理由により、その無線回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又はK W I N S 接続サービスが全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「無線特性に起因する事象」といいます。）となることがあります。

(1) 無線回線に係る回線距離及び無線基地局設備の設備状況

(2) 遮蔽物による電波障害

(3) 無線回線の終端に接続する移動無線装置の故障

3 当社は、技術上やむを得ない理由などにより、事前の通知なく、無線基地局設備の点検又は全部若しくは一部を移設、増設若しくは減設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

4 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検及び移設等を行うときは、あらかじめそのことをK W I N S 接続契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(接続通信時間の測定)

第 25 条 当社は、利用者による無線基地局設備への接続について、その接続時間の測定を行います。

第 8 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 26 条 当社が提供する K W I N S 接続サービスの料金は、料金表第 1 表 (料金) に規定する料金とし、当社が提供する K W I N S 接続サービスの態様に応じて、基本料及び加算料を合算したものとします。

2 当社が提供する K W I N S 接続サービスに係る工事費に関する費用は、料金表第 2 表 (工事に関する費用) に規定する工事費とします。

第 2 節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第 27 条 K W I N S 接続契約者は、その K W I N S 接続契約に基づいて当社が K W I N S 接続サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一である場合には、1 日間とします。) について、料金表第 1 表 (料金) に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により K W I N S 接続サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、K W I N S 接続契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、K W I N S 接続契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、K W I N S 接続契約者は、次の場合を除き、K W I N S 接続サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 K W I N S 接続契約者の責めによらない理由により、その K W I N S 接続サービス又は付加機能を全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。) が生じた場合 (2 欄に該当する場合を除きます。) に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 (無線特性に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) に対応するその K W I N S 接続サービス又は付加機能についての料金
2 当社の故意又は重大な過失により、その K W I N S 接続サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその K W I N S 接続サービス又は付加機能についての料金

3 前 2 項の規定にかかわらず、料金表第 1 表 (料金) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第 28 条 K W I N S 接続契約者は K W I N S 接続契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表 (工事に関する費用) に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその K W I N S 接続契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条において「解

除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、K W I N S 接続契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第29条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第30条 K W I N S 接続契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第31条 K W I N S 接続契約者は、料金、工事に関する費用及び割増金等の料金以外の債務(延滞利息を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して、10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

(K W I N S 接続契約者の切分責任)

第32条 K W I N S 接続契約者は、当社のK W I N S 接続サービスが利用できなくなったときは、K W I N S 接続契約者の電気通信設備及び当該契約に係る移動無線装置に故障がないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、K W I N S 接続契約者から請求があったときには、当社は、K W I N S 接続サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をK W I N S 接続契約者にお知らせします。

- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、K W I N S 接続契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がK W I N S 接続契約者の電気通信設備又は当該契約に係る移動無線装置等によるものであったときは、K W I N S 接続契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第33条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第23条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（注）本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記7に定めるものとします。

第10章 損害賠償

（責任の制限）

第34条 当社は、KWIN S接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKWIN S接続サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、KWIN S接続契約者の損害を賠償します。

ただし、無線特性に起因する事象により全く利用できない状態となる場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、KWIN S接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）に対応する当該KWIN S接続サービスに係る料金表第1表（料金）に規定する料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 前項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則及び第1表（料金）の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失によりKWIN S接続サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

第11章 雑則

（承諾の限界）

第35条 当社は、KWIN S接続契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等KWIN S接続サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（利用に係るKWIN S接続契約者の義務）

第36条 KWIN S接続契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がK W I N S 接続契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社がK W I N S 接続サービスに関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がK W I N S 接続契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社がK W I N S 接続契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、K W I N S 接続サービスを利用しないこと。
- 2 当社は前項の規定によるほか、K W I N S 接続契約者の行為が別に定める規定に該当する行為であると当社が判断した場合は、利用に係るK W I N S 接続契約者の義務に違反しているものとみなします。
 - 3 K W I N S 接続契約者は、前2項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 本条第2項に規定する別に定める行為は、別記4に定めるところによります。

(他事業者への通知)

第37条 K W I N S 接続契約者は、当社がK W I N S 接続契約の管理のためにK W I N S 接続契約者の氏名、住所、連絡先電話番号及び契約者識別符号等を京セラコミュニケーションシステム株式会社に通知することを、承諾していただきます。

(特約条項)

第38条 当社は、この約款の定めるところにかかわらず、K W I N S 接続契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)でK W I N S 接続サービスを提供することがあります。
この場合、当社とK W I N S 接続契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

第39条 K W I N S 接続サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記5及び別記6に定めるところによります。

(閲覧)

第40条 当社は、当社が指定するK W I N S 接続サービス取扱所において、K W I N S 接続サービスを利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
2 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 K W I N S 接続サービスの提供区間

- (1) 当社が提供するインターネット接続サービスの提供区間は、無線回線の終端相互間のもの又は無線回線の終端から I X 等（別に定めるインターネットとの相互接続点に係る電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との接続点間とします。
- (2) 当社が提供するイントラネット接続サービスの提供区間は、無線回線の終端相互間のもの又は無線回線の終端から特定装置間とします。
- (3) 当社は、インターネット接続に関して、I X 等を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 氏名等の変更

- (1) K W I N S 接続契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等の請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、K W I N S 接続サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 K W I N S 接続契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により K W I N S 接続契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて K W I N S 接続サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位の承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位の継承した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 K W I N S 接続サービスの禁止事項

K W I N S 接続契約者は、以下の行為を行わないことを守っていただきます。

- (1) 当社若しくは他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他人への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は又は消去する行為
- (10) 他人になりすまして K W I N S 接続サービスを利用する行為
- (11) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 迷惑メール（無断で他人に送信される、広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール又は社会通念上他人に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのある電子メールをいいます。）を送信する行為
- (13) 顧客勧誘の手段に迷惑メールを利用する Web サイトの運営を行う行為
- (14) 他人の設備又は K W I N S 接続サービスの設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為

- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、他人の ID 及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (22) その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為

5 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

6 K W I N S 接続契約者に係る情報の利用

(1) 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、K W I N S 接続契約者に係る情報（申込時又は K W I N S 接続サービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

ア K W I N S 接続契約者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等の K W I N S 接続契約者に対する取扱い業務

イ 課金計算に係る業務

ウ 料金請求に係る業務

エ 市場調査及びその分析

オ 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等

カ 当社サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対し K W I N S 接続契約者に係る個人情報を提供すること

キ 情報通信業界の発展及び K W I N S 接続契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知

ク 当社の電気通信サービスについての工事、保守又は障害対応などの取扱い業務

ケ その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務

(2) (1)に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号。以下同じとします。）第 23 条第 4 項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、K W I N S 接続契約者に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

ア (1)のアからオ及びキ（アについては、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に規定する業務等

イ 当社と共同利用者に係る商品、サービスの提供可否判断及び提供

(3) (2)の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該 K W I N S 接続契約者に係る情報について責任を有するものとします。

(4) K W I N S 接続契約者は(1)から(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。

(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 695 号。以下同じとします。）」第 14 条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページの上において公表します。

(注) 当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

7 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、K W I N S 接続契約者とその契約に基づき支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社がK W I N S 接続契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この通則において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日にK W I N S 接続サービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合、改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (3) 料金月の初日以外の日にK W I N S 接続契約の内容の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。（この場合、増加又は減少後の料金額の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
 - (4) 第27条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 4の規定に基づく起算日の変更があるとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- 4 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 第34条（責任の制限）第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定に当たっては、2及び3の規定に準じて取り扱います。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 K W I N S 接続契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又はK W I N S 接続サービス取扱所等において支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7の規定にかかわらず、K W I N S 接続契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、K W I N S 接続契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注)当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 10 第27条（料金の支払義務）及び第28条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。
この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより、必要に応じて税込価額（税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。）を併記します。
(注)当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。
- 11 10の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、K W I N S 接続契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表(料金)、第2表(工事に関する費用)並びに第27条(料金の支払義務)及び第28条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のK W I N S 接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 K W I N S 接続サービスに係るもの

1 適用

K W I N S 接続サービスに係る料金の適用については、第 27 条（料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

料 金 の 適 用	
(1) K W I N S 接続サービスの利用	K W I N S 接続サービスは、当社が別に定めるところに従って、利用者が契約者識別符号、利用者識別符号及び利用者暗証符号を送信することにより利用することができます。
(2) 基本料の適用	<p>ア 当社は、第 7 条（K W I N S 接続契約申込の方法）第 2 号に規定する利用者の数（以下「利用者数」といいます。）により、2（料金額）(1)に規定する基本料を適用します。</p> <p>イ 当社は、K W I N S 接続契約者が第 11 条（契約内容の変更）の規定により利用者数の変更をしたときは、変更後の利用者数により、2（料金額）(1)に規定する基本料を適用します。</p> <p>ウ K W I N S 接続契約の解除が料金月の初日以外の日に行われた場合は、第 27 条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、その解除を行った料金月の末日までについて、2（料金額）(1)に規定する基本料の支払いを要します。</p>
(3) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア K W I N S 接続サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、K W I N S 接続サービスを提供した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ K W I N S 接続契約者は、最低利用期間内にK W I N S 接続契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する「基本料」の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、K W I N S 接続契約者は、最低利用期間内にK W I N S 接続契約の解除があった場合であって、(2)欄ウの規定により解除を行った料金月の末日がK W I N S 接続サービスを提供した日から起算して1年間を経過するときは、残余の期間に対応する料金に相当する額の支払いを要しません。</p>

2 料金額

(1) 基本料

1 の利用者識別符号ごとに

料金額（月額）
6 , 8 0 0 円(税込 7,140 円)

第 2 付加機能使用料

1 適用

料 金 の 適 用	
(1) 付加機能の利用	<p>当社に付加機能の利用を請求したK W I N S 接続契約者は、2（付加機能の種類等）に定めるところにより付加機能を利用することができます。</p> <p>ただし、2（付加機能の種類等）に規定する情報ページ閲覧規制機能とグローバルIPアドレス利用機能を同時に利用することはできません。</p>

2 付加機能の種類等

区 分		単 位	料金額（月額）
電気通信番号 接続認証機能	特定装置において、利用者の送信する電気通信番号により 接続を認証する機能	1 の機能 ごとに	-
	備 考	当社は、1のKWINS接続契約につき1の電気通信番号接続認証機能を提供します。	
情報ページ 閲覧規制機能	利用者が情報ページ（情報公開のためのデータベースをいいます。以下同じとします。）を閲覧する場合に、当社又はKWINS接続契約者が別に定めるところにより指定した情報ページの閲覧をできないようにする機能	標準型 のもの	1 の利用 者識別符 号ごとに
		個別型 のもの	300円 (税込315円)
備 考	(1) インターネット接続サービスに係るKWINS接続契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1のKWINS接続契約につき1の情報ページ閲覧規制機能を提供します。 (3) 閲覧をできなくする情報ページの指定については、標準型に係るものは当社が、個別型に係るものはKWINS接続契約者が行います。 (4) 当社は、情報ページ閲覧規制の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。		
グローバルIP アドレス利用機能	利用者が、グローバルIPアドレスを利用してKWINS 網に接続できるようにする機能	1 の機能 ごとに	-
	備 考	(1) インターネット接続サービスに係るKWINS接続契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1のKWINS接続契約につき1のグローバルIPアドレス利用機能を提供します。	
IPアドレス 固定利用機能	利用者が、IPアドレスを固定的に利用してKWINS網 に接続できるようにする機能	1 の機能 ごとに	-
	備 考	(1) イントラネット接続サービスに係るKWINS接続契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1のKWINS接続契約につき1のIPアドレス固定利用機能を提供します。	

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなるK W I N S接続サービス取扱所の特定装置において行う1の工事ごとに算定します。

2 工事費の額

(1) 付加機能に係るもの

区 分	単 位	工事費の額
付加機能の利用開始に係る工事	電気通信番号接続認証機能	1の工事ごとに 600円(税込630円)
	I Pアドレス固定利用機能	600円(税込630円)

附 則

(実施期日)

この約款は、平成16年8月11日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。